

災害時における応急対策業務に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と大用工業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、文京区地域防災計画に基づき、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において甲が行う応急対策に係る乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（業務の内容）

第2条 甲が乙に協力を要請する業務（以下「本業務」という。）は、次のとおりとする。

- 道路における応急の補修及び障害物の除去
- 災害応急対策業務に必要な施設の応急修理及び仮設施設の建設

（業務実施区間）

第3条 乙の業務実施区間は、別に定める。

2 前項の業務実施区間を変更しようとするときは、あらかじめ甲乙で協議する。

（建設資機材等の報告）

第4条 乙は、あらかじめ保有する災害時に稼働可能な建設資機材、車両、人員等（以下「建設資機材等」という。）を把握し、甲に報告する。

2 乙は、建設資機材等に著しい変化があったとき又は甲の要求があったときは、当該建設資機材等の保有状況を速やかに甲に報告する。

（協力の要請等）

第5条 甲は、災害が発生し、甲のみでは十分な応急対策を実施することができないときは、災害の状況により乙に対し、本業務への協力を要請することができる。

2 甲は、前項の規定による要請に当たっては、業務実施区間の具体的な災害の状況に応じ、業務の内容、日時及び場所を指定して、建設資機材等の出動を要請するものとする。

3 前項の規定による要請は、文書、電話等の方法により行うものとする。

4 甲は、前項の規定による出動要請が不可能なときは、乙に対し、公共放送等により出動を要請する。

5 乙は、甲から協力の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し協力するものとする。

（業務の実施）

第6条 乙は、前条第2項の規定による出動要請があったときは、業務実施区間に出動し、本業務を実施する。

2 乙は、出動後直ちに、現場責任者、出動時間及び出動した建設資機材等を甲に報告する。

（業務の指示）

第7条 本業務の指示は、文京区災害対策本部災対建築部長又は文京区災害対策本部災対土木部長が行うものとし、乙は、その指示に従う。

（完了報告）

第8条 乙は、本業務が完了したときは、直ちに甲に報告する。

（費用負担等）

第9条 本業務に要した実費のうち、甲が負担する費用については、本業務完了後、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲の負担する費用が決定したときは、速やかに当該費用を甲に請求する。

3 甲は、前項の規定による請求があったときは、速やかにその費用を支払う。

（損害の負担）

第10条 本業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責任について、甲乙協議して定める。

（損害補償）

第11条 この協定に基づき本業務に従事した者の損害補償については、文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和41年7月文京区条例第16号）の規定に基づき、甲が補償する。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から当該締結の日の翌年の3月31日までとする。ただし、有効期間の満了日の3月前までに甲乙のいずれからも解除に関する申出がない場合は、この協定は、1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第13条 この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙とが協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙がそれぞれ記名及び押印の上、各自1通を保有する。

令和2年5月1日

甲	文京区春日一丁目16番21号 文京区 代表者 文京区長 成澤 廣修
乙	文京区後楽二丁目22番12号 大用工業株式会社 代表者 代表取締役 大用 純一朗